

参考配布

平成 28 年 7 月 14 日

【照会先】

職業安定局派遣・有期労働対策部

需給調整事業課

課長 松本 圭

主任中央需給調整事業指導官 戸ヶ崎 文泰

課長補佐 塩月 英治

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5335、5325)

(直通電話) 03(3502)5227

## 派遣元事業主に対する労働者派遣事業停止命令

## 及び労働者派遣事業改善命令

標記について、愛知労働局から別添のとおり行政処分を実施し、当該処分に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。なお、別添は、愛知労働局が配布した資料です。



平成28年7月14日（木）

【照会先】

愛知労働局需給調整事業部需給調整事業第二課

課長 牧山 清

課長補佐 南谷 元尚

（電話） 052-219-5587

報道関係者 各位

## 派遣元事業主に対する労働者派遣事業停止命令 及び労働者派遣事業改善命令について

愛知労働局（局長：木暮康二）は、本日本記のとおり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成27年法律第73号。以下「労働者派遣法改正法」という。）附則第5条又は、第6条第5項に基づく労働者派遣事業停止命令及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号、以下「労働者派遣法」という。）第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

### 記

#### 第1 被処分派遣元事業主

- |         |                                |
|---------|--------------------------------|
| 1 名 称   | 株式会社セイユー                       |
| 代表者の職氏名 | 代表取締役 四本 聡                     |
| 所在地     | 愛知県豊橋市瓦町54-3                   |
| 許可番号    | 派23-040029（平成15年11月1日 許可）      |
| 2 名 称   | 有限会社セクター                       |
| 代表者の職氏名 | 取締役 金子 実                       |
| 所在地     | 愛知県豊橋市往完町字往還東58-5 クラウンプラザ往完1-A |
| 届出受理番号  | 特23-305626（平成24年10月26日 届出受理）   |

#### 第2 処分内容

- 株式会社セイユー  
労働者派遣法改正法附則第5条に基づく労働者派遣事業停止命令  
（内容は第4のとおり）  
労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令  
（内容は第5のとおり）
- 有限会社セクター  
労働者派遣法改正法附則第6条第5項に基づく労働者派遣事業停止命令  
（内容は第4のとおり）

労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令  
(内容は第5のとおり)

第3 処分理由

株式会社セイユーについては、有限会社セクターで雇用する労働者を株式会社セイユーの労働者であると装い、委託契約と称し職業安定法第44条において禁止されている労働者供給事業を行ったこと。

また、有限会社セクターについては、株式会社セイユーが労働者供給事業を行うことを知りながら、自己の雇用する労働者を派遣し、もって株式会社セイユーの労働者供給事業を幫助したこと。

なお、この労働者供給事業は、平成24年8月1日より平成27年7月31日までの間に、少なくとも延べ18,109人日(実数40人)にわたり行われたものであること。

第4 労働者派遣事業停止命令の内容

1 株式会社セイユー

本社事業所に対し、平成28年7月15日から同年8月14日までの間、  
鈴鹿事業所に対し、平成28年7月15日から同年7月28日までの間、労働者派遣事業を停止すること。

2 有限会社セクター

平成28年7月15日から同年7月28日までの間、労働者派遣事業を停止すること。

第5 労働者派遣事業改善命令の内容

1 全ての契約を対象として、これらが労働者派遣法及び職業安定法に違反していないか総点検を行い、違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に速やかに是正すること。

なお、総点検にあたっては、特に以下の法条項について重点的に点検すること。

(1)株式会社セイユー

- ① 労働者派遣法第26条第1項(契約の内容等)
- ② 同法第41条(派遣先責任者)
- ③ 同法第42条第1項及び第3項(派遣先管理台帳)
- ④ 職業安定法第44条(労働者供給事業の禁止)

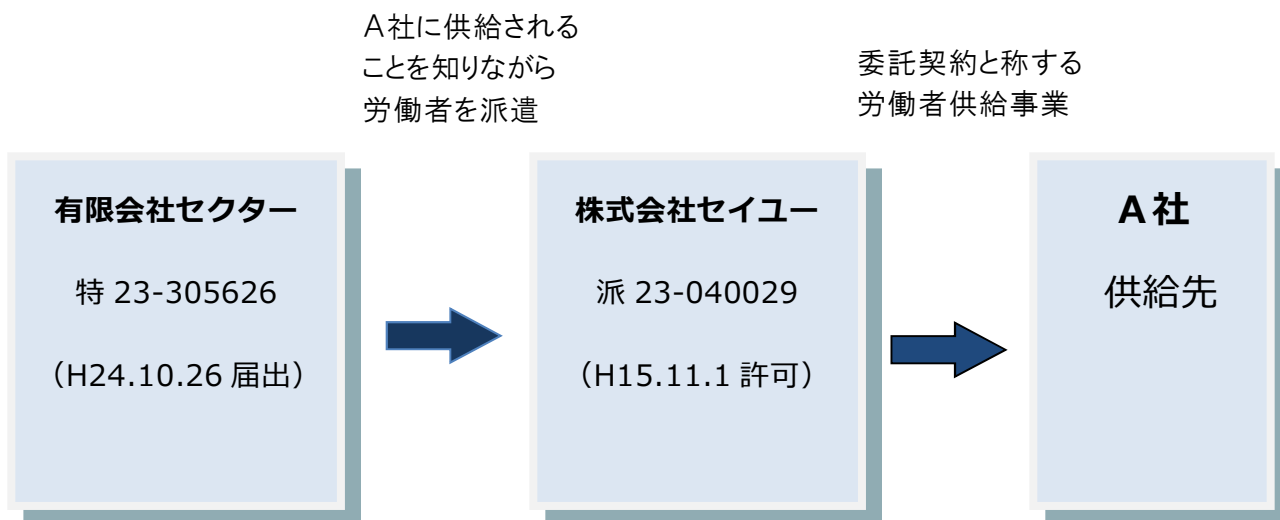
(2)有限会社セクター

- ① 労働者派遣法第26条第1項(契約の内容等)
- ② 同法第34条第1項(就業条件等の明示)
- ③ 同法第34条の2(労働者派遣に関する料金の額の明示)
- ④ 同法第35条第1項(派遣先への通知)
- ⑤ 同法第37条第1項(派遣元管理台帳)

2 上記の「第3 処分理由」に係る職業安定法違反について、その発生の経緯を明らかにした上で、原因を究明し、再発防止のための措置を講ずること。

3 労働者派遣法、職業安定法等、労働関係法令に違反することがないように、派遣元事業主の責任において、全社にわたり確実な方法により、法令等労働者派遣事業制度の理解の徹底を図るとともに、遵法体制の整備を図ること。

## ※違反の概要



### 【参考】

#### ○ 労働者派遣法(抄)

(契約の内容等)

**第二十六条** 労働者派遣契約(当事者の一方が相手方に対し労働者派遣をすることを約する契約をいう。以下同じ。)の当事者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣契約の締結に際し、次に掲げる事項を定めるとともに、その内容の差異に応じて派遣労働者の人数を定めなければならない。

一 派遣労働者が従事する業務の内容

二 派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所の名称及び所在地その他派遣就業の場所並びに組織単位(労働者の配置の区分であつて、配置された労働者の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者が当該労働者の業務の配分に関して直接の権限を有するものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)

三 労働者派遣の役務の提供を受ける者のために、就業中の派遣労働者を直接指揮命令する者に関する事項

四 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日

五 派遣就業の開始及び終了の時刻並びに休憩時間

六 安全及び衛生に関する事項

七 派遣労働者から苦情の申出を受けた場合における当該申出を受けた苦情の処理に関する事項

八 派遣労働者の新たな就業の機会の確保、派遣労働者に対する休業手当(労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第二十六条の規定により使用者が支払うべき手当をいう。第二十九条の二において同じ。)等の支払に要する費用を確保するための当該費用の負担に関する措置その他の労働者派遣契約の解除に当たつて講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置に関する事項

九 労働者派遣契約が紹介予定派遣に係るものである場合にあつては、当該職業紹介により従事すべき業務の内容及び労働条件その他の当該紹介予定派遣に関する事項

十 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

2~6(略)

(就業条件等の明示)

**第三十四条** 派遣元事業主は、労働者派遣をしようとするときは、あらかじめ、当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項(当該労働者派遣が第四十条の二第一項各号のいずれかに該当する場合にあつては、第三号及び第四号に掲げる事項を除く。)を明示しなければならない。

一 当該労働者派遣をしようとする旨

二 第二十六条第一項各号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項であつて当該派遣労働者に係るもの

三 当該派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所その他派遣就業の場所における組織単位の業務について派遣元事業主が第三十五条の三の規定に抵触することとなる最初の日

四 当該派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所その他派遣就業の場所の業務について派遣先が第四十条の二第一項の規定に抵触することとなる最初の日

2～3(略)

(労働者派遣に関する料金の額の明示)

**第三十四条の二** 派遣元事業主は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者に係る労働者派遣に関する料金の額として厚生労働省令で定める額を明示しなければならない。

一 労働者を派遣労働者として雇入れようとする場合 当該労働者

二 労働者派遣をしようとする場合及び労働者派遣に関する料金の額を変更する場合 当該労働者派遣に係る派遣労働者

(派遣先への通知)

**第三十五条** 派遣元事業主は、労働者派遣をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を派遣先に通知しなければならない。

一 当該労働者派遣に係る派遣労働者の氏名

二 当該労働者派遣に係る派遣労働者が無期雇用派遣労働者であるか有期雇用派遣労働者であるかの別

三 当該労働者派遣に係る派遣労働者が第四十条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める者であるか否かの別

四 当該労働者派遣に係る派遣労働者に関する健康保険法第三十九条第一項の規定による被保険者の資格の取得の確認、厚生年金保険法第十八条第一項の規定による被保険者の資格の取得の確認及び雇用保険法第九条第一項の規定による被保険者となつたことの確認の有無に関する事項であつて厚生労働省令で定めるもの

五 その他厚生労働省令で定める事項

2(略)

(派遣元管理台帳)

**第三十七条** 派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、派遣就業に関し、派遣元管理台帳を作成し、当該台帳に派遣労働者ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 無期雇用派遣労働者であるか有期雇用派遣労働者であるかの別(当該派遣労働者が有期雇用派遣労働者である場合にあつては、当該有期雇用派遣労働者に係る労働契約の期間)

二 第四十条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める者であるか否かの別

三 派遣先の氏名又は名称

四 事業所の所在地その他派遣就業の場所及び組織単位

五 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日

六 始業及び終業の時刻

七 従事する業務の種類

八 第三十条第一項(同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により講じた

措置

- 九 教育訓練(厚生労働省令で定めるものに限る。)を行つた日時及び内容
  - 十 派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に関する事項
  - 十一 紹介予定派遣に係る派遣労働者については、当該紹介予定派遣に関する事項
  - 十二 その他厚生労働省令で定める事項
- 2(略)

(派遣先責任者)

**第四十一条** 派遣先は、派遣就業に関し次に掲げる事項を行わせるため、厚生労働省令で定めるところにより、派遣先責任者を選任しなければならない。

- 一 次に掲げる事項の内容を、当該派遣労働者の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者その他の関係者に周知すること。
- イ この法律及び次節の規定により適用される法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)
- ロ 当該派遣労働者に係る第三十九条に規定する労働者派遣契約の定め
- ハ 当該派遣労働者に係る第三十五条の規定による通知
- ニ 第四十条の二第七項及び次条に定める事項に関すること。
- 三 当該派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に当たること。
- 四 当該派遣労働者の安全及び衛生に関し、当該事業所の労働者の安全及び衛生に関する業務を統括管理する者及び当該派遣元事業主との連絡調整を行うこと。
- 五 前号に掲げるもののほか、当該派遣元事業主との連絡調整に関すること。

(派遣先管理台帳)

**第四十二条** 派遣先は、厚生労働省令で定めるところにより、派遣就業に関し、派遣先管理台帳を作成し、当該台帳に派遣労働者ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 無期雇用派遣労働者であるか有期雇用派遣労働者であるかの別
  - 二 第四十条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める者であるか否かの別
  - 三 派遣元事業主の氏名又は名称
  - 四 派遣就業をした日
  - 五 派遣就業をした日ごとの始業し、及び終業した時刻並びに休憩した時間
  - 六 従事した業務の種類
  - 七 派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に関する事項
  - 八 紹介予定派遣に係る派遣労働者については、当該紹介予定派遣に関する事項
  - 九 教育訓練(厚生労働省令で定めるものに限る。)を行つた日時及び内容
  - 十 その他厚生労働省令で定める事項
- 2(略)

3 派遣先は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項各号(第三号を除く。)に掲げる事項を派遣元事業主に通知しなければならない。

(改善命令等)

**第四十九条** 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律(第二十三条第三項、第二十三条の二及び第三十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定を除く。)その他労働に関する法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

## ○ 労働者派遣法改正法(抄)

(一般労働者派遣事業の許可の取消し等に関する経過措置)

### **附則第5条**

附則第三条第一項の規定により新法第五条第一項の許可を受けたものとみなされた者に対する新法第十四条第一項の規定による当該許可の取消し又は同条第二項の規定による労働者派遣事業の全部若しくは一部の停止の命令に関しては、施行日前に生じた事由については、なお従前の例による。

(特定労働者派遣事業に関する経過措置)

### **附則第6条**

1～4(略)

5 厚生労働大臣は、第1項の規定による労働者派遣事業を行う者が施行日前に旧法(第3章第4節の規定を除く。)の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき、若しくは施行日以後に新法(第3章第4節の規定を除く。)の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき、又は職業安定法(昭和22年法律第141号)の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したときは、期間を定めて当該労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

6～7(略)

## ○ 職業安定法(抄)

(労働者供給事業の禁止)

### **第四十四条**

何人も、次条に規定する場合を除くほか、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。